

『津野山鏡』上巻正誤表②（2024年11月3日版）

274	273	273	273	273	272	272	272	269	269	266	266	265	264	264	262	261	261	259	257	257	248	248	247	246	244	頁
8	18	16	15	2	19	8	6	14	5	14	8	9	18	15	6	17	16	1	7	1	13	10	1	16	5	頁
租臣下	鴨脚光將軍	一三九一〜一四二八	地頭請解約が結ばれる	八月二〇日	八月一五に日	多ノ郷加茂社	支配と管理を任せて	下加茂神社	下加茂神社	用語の使いか	幼い当主国泰はまだ一四歳で、重臣中平兵庫助元忠が津野家を支え続けていた頃である。	弥（あまね）ク可奉抽御祈禱ヲ精誠ニ抽シ奉ル可ク申ス旨	収入源	過去のものに	御奏上聞候様	此ノ趣預御奏聞ニ預リ候様	守神ニ之儀ヲ守リ	全社務祐宣卿	これに致し	加茂社	津野家啓	応永年間（一三九一〜）	見るとか鴨脚家	応永年間（一三九一〜）	鎌倉幕府	誤
その臣下	鴨脚光將	一三九四〜一四二八	地頭請契約が結ばれる	八月二〇日	八月一五日	多ノ郷賀茂社	支配と管理を担って	下賀茂神社	下賀茂神社	用語の使いか	当主国泰も既に二七歳となり、重臣中平兵庫助元忠とともに領地経営を充実させていた頃である。	弥（あまね）ク御祈禱ヲ精誠ニ抽シ奉ル可ク申ス旨	収入減	過去のものに	御奏聞候様	此ノ趣御奏聞ニ預リ候様	神慮ノ儀ヲ守リ	前社務祐宣卿	これに對し	賀茂社	津野家時	応永年間（一三九四〜）	見ると鴨脚家	応永年間（一三九四〜）	鎌倉幕府	正

356	356	343	337	336	327	326	325	321	320	313	312	312	311	310	308	306	305	300	299	298	296	293	291	287	287	281	頁	
19	17	10	14	18	7	1	8	4	11	5	18	15	5	20	12	21	9	15	10	1	2	6	3	18	11	9	15	頁
名前に「通」のを	「之高」・「之高」	北守護代	懐良親王	虚空山	家時が二十歳前後の年	熙仁親	恒仁親	六月にかけての	第八代津野元高	従兄	川原測氏	若干二十歳	構原の穀倉地帯	四方川川と北川川が合流し構原川となる辺り	津野新里方	会うはず所	長祿元年（一四五七年）	『津野山遺聞録』収め	鴨脚光將軍	地頭請規約を結ぶ	『国神戸記』	仁淀川東岸	鳥羽上皇方	三〇〇〇力箇所	潮江荘のことだとすると	津野庄公田三十町	地頭請解約を結ぶ	誤
名前に「通」の字を	「光高」・「之高」	高北守護代	満良親王	虚空蔵山	家時が三十歳前後の年	熙仁親王	恒仁親王	六月にかけての	第九代津野元高	従弟	河原測氏	弱冠二十歳	構原の穀倉地帯	構原川が北川川を抱き込む辺り	津野新莊里方	会うはずのところ	長祿元二年（一四五八年）	『津野山遺聞録』に収め	鴨脚光將	地頭請契約を結ぶ	『神戸記』	仁淀川西岸	後鳥羽上皇方	三〇〇〇力所	潮江荘のことだとすると	津野庄公田三十町	地頭請契約を結ぶ	正

																										358	頁		
																											1	頁	
																												ある実像がで き上がるその 実像を、	誤
																												ある実像がで き上がる。そ の実像を、	正